

第5回光市中学校部活動改革推進協議会 代表者会議

令和6年1月18日(木)
光市教育委員会
部活動改革推進室

1

●協議事項

- ア 「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」
の一部改正について
- イ 試行運用に向けた制度の整備について
- ウ 情報発信について

2

●協議事項

ア 「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」 の一部改正について

3

ア 「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」の一部改正について

光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方

改正後	改正前
<p>2 地域移行の方向性 (1)地域移行の時期 ○国の示す「改革推進期間(令和5年度から令和7年度)」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。 なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区分なく行うこととする。 ○学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。</p>	<p>2 地域移行の方向性 (1)地域移行の時期 ○国の示す「改革推進期間(令和5年度から令和7年度)」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、休日の部活動の段階的な地域移行の実現を目指す。 ○平日の部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況、環境や体制の整備状況等を踏まえながら取り組む。</p>

4

●協議事項

イ 試行運用に向けた制度の整備について

5

地域クラブ活動団体の登録要件（案）

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者等や参加者が保険に加入している。

【スポーツ活動団体】

- 代表者等が光市スポーツ協会に加盟する団体に所属している、または光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- 代表者等が公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講している。

【文化芸術活動団体】

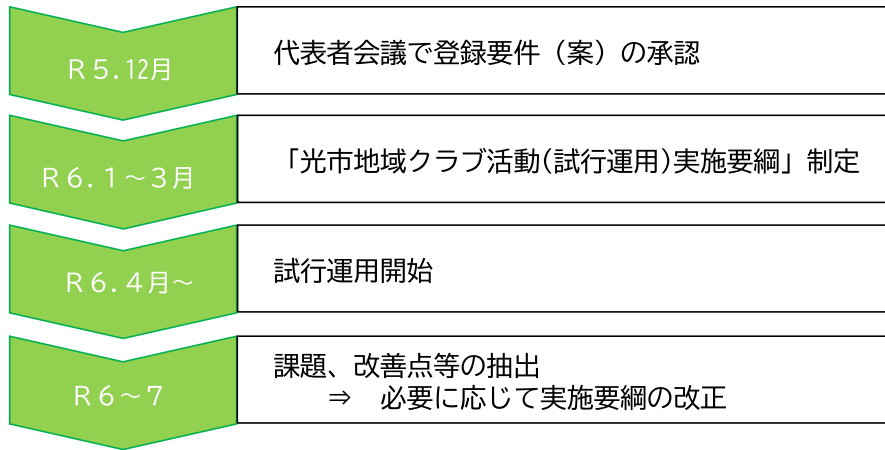
- 代表者等が光文化協会に加盟する団体に所属しており、市が示す指導者研修会等を受講している。

【その他公認団体】

- 代表者等が市が示す指導者研修会等を受講している。

6

イ 試行運用に向けた制度の整備について



7

イ 試行運用に向けた制度の整備について

○ 光市地域クラブ活動(試行運用)実施要綱（案）

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 組織
- 第4条 代表者等の要件
- 第5条 代表者等の責務
- 第6条 登録
- 第7条 適正な運営の確保等
- 第8条 補則

8

●協議事項

ウ 情報発信について

9

ウ 情報発信について

- 地域クラブ活動団体の情報を生徒や保護者へ提供
 - ・ ホームページの運用について

10

●その他

児童生徒及び教職員への意向調査について

11

児童生徒及び教職員への意向調査について

- 実施対象
 - ・ 小学校5・6年生 ・ 中学校1・2年生
 - ・ 小中学校教職員
- 実施期間
令和6年1月末～2月
- 実施方法
WEBアンケート方式（Google Form）で実施
1人1台タブレット型端末で回答

12